

オープン病院事業法人（オープン病院事業を行う医師会や
歯科医師会）に係る証明（規則第5条第6号用）

- 証明申請を行う場合は、「証明申請書」、「証明申請書の別紙」、「法人の定款又は寄附行為の写し」、「法人の設立に係る許（認）可書又は証明書の写し」及び「要件毎の添付書類」を中国四国厚生局管理課に提出してください。
- この証明に係る申請書等の様式及び添付書類等については、次のとおりです。

◎厚生労働大臣が証明する基準

1. 収入要件（平成20年厚生労働省告示第297号第1号）

（全体）

・ 総括表の $\frac{\textcircled{1}+\textcircled{2}+\textcircled{3}+\textcircled{4}+\textcircled{5}+\textcircled{6}+\textcircled{7}+\textcircled{8}+\textcircled{9}}{\textcircled{10}}$ が6割を超えること。

- ① 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額
 - ・ 社会保険診療関係の収入額を記載する。
- ② 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬
 - ・ おおむね⑩×0.1≧②が成立すること。
- ③ 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に係る患者の診療報酬
 - ・ おおむね⑩×0.1≧③が成立すること。
- ④ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に係る患者の診療報酬
 - ・ おおむね⑩×0.1≧④が成立すること。
- ⑤ 健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額
 - ・ 当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限ること。
- ⑥ 健康増進法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額
 - ・ 当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限ること。
- ⑦ 臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額
 - ・ 臨床検査センターでの収入を記載する。
- ⑧ 助産に係る収入金額
 - ・ 総括表の分娩費用の額（⑧）がA又はCの金額のうちいずれか低い方の金額（D）と一致すること。
- ⑨ 2号口に掲げる基準に関する事業、国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他

相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

⑩ 当該法人の医療保健業務に係る収入金額（⑨に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。）

※1 医療保健業務に係る収入金額には、以下に掲げるもの等は含まれないことに留意すること

- ・当該法人が開設又は運営する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業に係る収入及び当該法人の構成員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るもの
- ・会費、入会金、特別収入（寄附金収入、固定資産売却益、受取利息など）

※2 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務（医業その他これに類する業務、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ロ（5）に規定する介護サービスに係る業務及び同号ロ（6）に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）を適宜参照すること

また、医療保健業務に係る収入金額は、活動計算書（正味財産増減計算書）においては経常収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）、損益計算書においては事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）をいう

（添付書類）

- ・当該医療機関の診療報酬規程の写し
- ・①から⑩までの金額について確認できる書類（決算書等）の写し

2. 事業等要件（平成20年厚生労働省告示第297号第2号）

《イに該当》又は《医師会で、ロ（1）～（6）の内2つ以上に該当》又は《歯科医師会で、ハ（1）～（5）の内2つ以上に該当》に該当すること。

イ. 医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項の地域医療支援病院の開設者であること。

（添付書類）

- ・地域医療支援病院であることの都道府県知事の承認書の写し

ロ. 次のいずれか2以上の事項に該当する規則第5条第1号に規定する医師会であること。

（1）主たる事務所の所在する都道府県（以下「所在都道府県」という。）又は所在都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に設置されている学校における学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項に規定する学校医の相当数が当該医師会の会員である医師であること。

（添付書類）

- ・法人と自治体との学校医に関する契約書等の写し

(2) 所在都道府県等(所在都道府県又は所在都道府県内の市町村をいう。以下同じ。)において医療法第30条の4第2項第5号イに掲げる救急医療を提供すること。

(添付書類)

- ・救急病院等を定める省令(昭和39年2月20日厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院又は救急診療所と認定され、その名称及び所在地並びに当該認定が効力を有する期限が、都道府県知事によって告示されていること又は在宅当番医制の運営受託など救急医療対策事業を実施していることが確認できる書類

(3) 当該医師会の会員である医師が、所在都道府県等において、都道府県知事の要請又は市町村長の委託を受けて、予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定による予防接種を実施していること。

(添付書類)

- ・当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う主たる場所が、市町村長又は都道府県知事によって公告されていることが確認できる書類

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条に規定する特定健康診査又は同法第24条に規定する特定保健指導の実施について、同法第7条第2項に規定する保険者(所在都道府県等における保険者に限る。)から委託を受けていること。

(添付書類)

- ・保険者との間に締結した委託契約書の写し

(5) 所在都道府県等において、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第15条の2第2項に規定する国が労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第19条の3に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談その他の必要な援助の事業を実施していること。

(添付書類)

- ・法人と各都道府県労働局との間に締結した事業委託契約書の写し

(6) 当該医師会の会員である医師が、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域において、巡回診療又は健康診査を実施していること。

(添付書類)

- ・無医地区、準無医地区及びへき地診療所が開設されている等、へき地保健医療対策が実施されている地域において巡回診療又は健康診査を実施する際の開設許可申請書等の写し

ハ. その開設する病院又は診療所が、次のいずれか 2 以上の事項に該当する規則第 5 条第 1 号に規定する歯科医師会であること。

(1) 休日(当該病院又は診療所が表示する診療時間以外の時間をいう。以下同じ。)に診療を行っていること。

なお、当該病院または診療所が、もっぱら休日(日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日及び 12 月 29 日、12 月 30 日、12 月 31 日、1 月 2 日並びに 1 月 3 日)を表示する診療時間とする場合にあっては、本項に該当するものであること。

(添付書類)

・ 以下のいずれかの書類の写し

① 法人と自治体との休日診療に関する契約書等

② 当該病院又は診療所が休日に診療を行っていることを確認できる書類(前年度の実績等)

(2) 夜間(午後 6 時から翌日の午前 8 時までの間(休日を除く。))をいう。)に診療を行っていること。

(添付書類)

・ 以下のいずれかの書類の写し

① 法人と自治体との夜間診療に関する契約書等

② 当該病院又は診療所が夜間に診療を行っていることを確認できる書類(前年度の実績等)

(3) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条第 1 号に規定する障害者に対する診療を行っていること。

(添付書類)

・ 以下のいずれかの書類の写し

① 法人と自治体との障害者に対する診療に関する契約書等

② 当該病院又は診療所が障害者に対する診療を行っていることを確認できる書類(前年度の実績等)

(4) 当該病院又は診療所に属する歯科医師が、所在都道府県等において、往診及び巡回診療を行っていること。

なお、「当該病院又は診療所に属する歯科医師」とあるのは、いわゆる当番制で往診及び巡回診療を行う歯科医師を含むものであること。

(添付書類)

・ 以下のいずれかの書類の写し

① 法人と自治体との往診及び巡回診療に関する契約書等

② 当該病院又は診療所が往診及び巡回診療に関する診療を行っていることを確認できる書類(前年度の実績等)

(5) 当該病院又は診療所に属する歯科医師が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第12条第1項若しくは第13条に規定する健康診査のうち歯科保健に関するものを行っていること。

なお、「当該病院又は診療所に属する歯科医師」とあるのは、いわゆる当番制で保健指導又は健康診査を行う歯科医師を含むものであること。

(添付書類)

・ **法人と自治体との保健指導又は健康診査に関する契約書等の写し**

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(法人の主たる事務所の所在地)

(法人名)

(法人の長)

証明申請書

法人税法施行規則第 5 条第 6 号の基準に該当することにつき貴殿の証明を求めます。

1. 要件一覧表

イ	ロ						ハ					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	

2. 医療保健業務に係る収入金額の明細

項目	収入金額 (円)	構成割合 (%)
①社会保険診療		
②労災保険診療		
③自賠責		
④公害		
⑤健康増進		
⑥それ以外の健康診査		
⑦臨床検査		
⑧助産		
⑨補助金等		
(①～⑨の合計)		
⑩計		100

3. 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

②に係る患者の診療報酬が社会保険診療に準ずる額か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 準ずる額
 準じない額

4. 自動車損害賠償保障法に係る患者の診療報酬

③に係る患者の診療報酬が社会保険診療に準ずる額か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 準ずる額
 準じない額

5. 公害健康被害の補償等に関する法律に係る患者の診療報酬

④に係る患者の診療報酬が社会保険診療に準ずる額か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 準ずる額
- 準じない額

6. 健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額

⑤に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準またはそれ以下により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

7. 健康増進法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額

⑥に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準またはそれ以下により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

8. 臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額

	施設名	収入金額（円）
	合計	

9. 助産にかかる収入金額

	項目	値
A	自由診療のうち助産にかかる収入（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く）	円
B	分娩件数	件
C	B × 50万円	円
D	A又はCの金額のうち、いずれか低い方の金額	円

